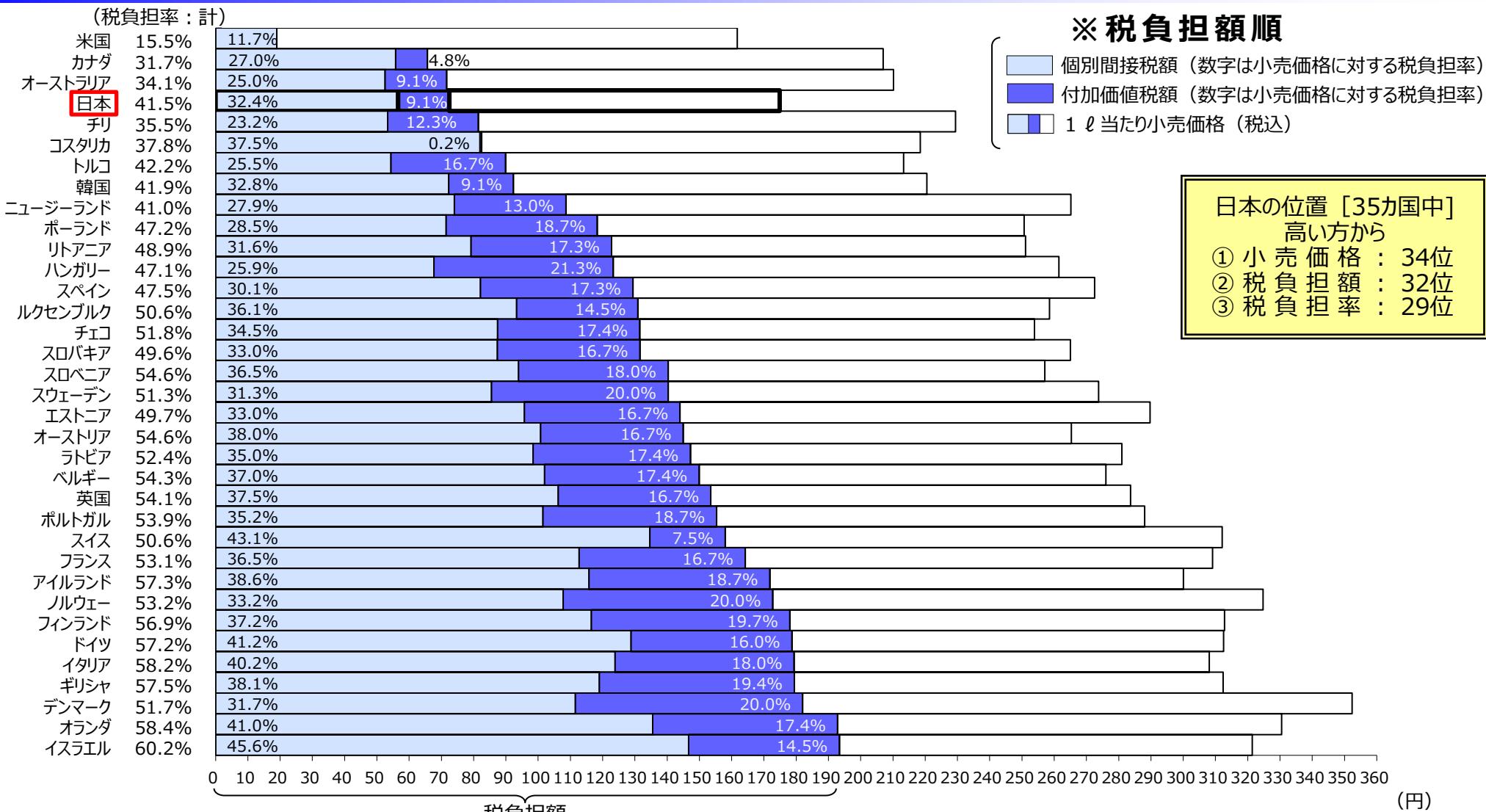


OECD加盟国（35カ国）におけるガソリン 1 ℥当たりの価格と税の比較（2024年第3四半期）



- (注 1) 原則、IEA "Energy prices and taxes" から2024年第3四半期のデータを記載。2024年第3四半期のデータが推計値であるフランス、デンマークについては、2024年第2四半期のデータを記載。なお、OECD加盟国のうちコロンビア、アイスランド、メキシコについては、比較可能なデータが存在しないため、掲載していない。
- (注 2) 個別間接税にはエネルギー消費に課される付加価値税に相当しないすべての税（例：エネルギー税、炭素税）が含まれ、日本の個別間接税は、揮発油税、地方揮発油税及び石油石炭税である。なお、ガソリンに係る日本の石油石炭税の本則税率は2.04円/ ℥であるが、地球温暖化対策のための課税の特例により、2.8円/ ℥となっており、本比較では、これを基に計算している。
- (注 3) 日本の消費税及び地方消費税は、付加価値税に区分している。なお、米国は、連邦における付加価値税は存在せず、地方税として小売売上税は存在するものの、IEAによると平均的な小売売上税を計算するために必要な細分化された消費データが入手困難なため、上記グラフでの付加価値税額には含まれていない。
- (注 4) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
- (備考) 邦貨換算レートは、基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：データに対応する四半期の平均値を適用。